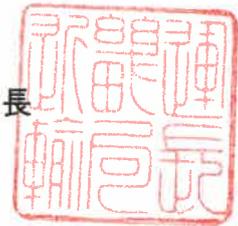


近運自二第743号
令和5年1月17日

京都市域交通圏
タクシー準特定地域協議会長 殿

近畿運輸局長



運賃の範囲の変更に関する通知について

標記について、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）第16条第1項に基づき、別紙のとおり公定幅運賃の範囲の変更を求める要請があったことから、同法施行規則（平成21年国土交通省令第58号。以下「施行規則」という。）第10条の5第1項の規定により通知します。

また、施行規則第10条の5第2項及び第10条の6第1項に基づき、当該公定幅運賃の範囲の変更に関する意見書を令和5年3月14日（火）までに京都運輸支局長を経由して当局あてに提出して下さい。

なお、施行規則第10条の6第2項の規定のとおり、期日までに意見書の提出がない場合は、当該運賃の範囲の変更に関する意見がない旨の貴協議会の意見の提出を受けたものとさせていただきます。

京都市域交通圏（京都市域地区）の運賃改定の概要

要請理由

地域の公共交通機関であるタクシーには、さらなる安全の確保、安心できる輸送サービスの提供が求められております。

それには安定的にタクシー事業を展開する必要があり、運転者の確保、労働環境の改善、安全確保のための毎日の運行管理と健康管理の徹底、利用者ニーズへの的確な対応等を図っていくことが重要です。

これらの問題の解決には、事業の合理化だけでは十分な手当ができなくなったことから、公定幅運賃変更の要請に及んだところです。

要請の中には、運賃制度に係る変更を求めるものも見受けられたことから、公定幅運賃変更の要請と併せてこれらの運賃制度についても検討願います。

- ①利用者の利用形態に応じた運賃体系への変更について
 - ・現在1.2kmとしている初乗距離の短縮
- ②加算運賃額及び時間距離併用制運賃額の変更について
 - ・現在80円としている運賃額の変更

また、「公定幅運賃の範囲の指定方法等について」（制定 平成26年1月27日 近運自二公示第39号、改正 令和4年12月16日 近運自二公示第21号）3.（1）⑥に定める初乗距離短縮等に係る公定幅運賃の設定を求める意見がなされた場合、当該運賃も併せて設定することとなりますので、意見があれば検討願います。

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法

(運賃の範囲の指定)

第十六条 国土交通大臣は、第三条第一項又は第三条の二第一項の規定により特定地域又は準特定地域を指定した場合には、当該特定地域又は準特定地域において協議会が組織されているときは、国土交通省令で定めるところにより、当該協議会の意見を聴いて、当該特定地域又は準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業に係る旅客の運賃（国土交通省令で定める運賃を除く。以下同じ。）の範囲を指定し、当該運賃の範囲を、その適用の日の国土交通省令で定める日数前までに、公表しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規則

(運賃の範囲の指定についての意見聴取に関する協議会への通知)

第十条の五 法第十六条第一項の規定により、国土交通大臣は、当該運賃の範囲を指定し、公表しようとするときは、あらかじめ、当該協議会に対し、当該運賃の範囲に関する意見を提出すべき旨を通知して、その意見を聴かななければならない。

- 2 前項の通知には、意見を提出すべき期限を付することができる。ただし、その期限は、当該協議会の同意がなければ十四日以内とすることができない。

(運賃の範囲の指定についての意見聴取に関する協議会の意見提出)

第十条の六 当該協議会は、前条第一項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、国土交通大臣に対し、当該運賃の範囲に関する意見書を提出しなければならない。

- 2 国土交通大臣が、前条第二項の規定により付した期限までに前項の意見の提出を受けないときは、当該運賃の範囲に関する意見がない旨の協議会の意見の提出を受けたものとみなす。